

犯罪の確定についての覚書

上野 達彦

1. はじめに

犯罪の確定とは、行われた社会的に危険な行為に対する法律的な評価である。このような概念は、従来よりソビエト刑法学時代から「司法機関の実務活動のなかで幅広く用いられてきた刑法学の重要な概念」⁽¹⁾と位置づけられ、研究されてきた⁽²⁾。このような立場は、現在のロシア刑法学のなかにも踏襲されている。かつて私は、ソビエト刑法学におけるこの概念に注目し、その研究成果を『犯罪構成要件と犯罪の確定』（敬文堂・1989年）にまとめた。その後、ソ連邦が解体され、ロシア連邦へと体制が移行し、新しいロシア連邦刑法典（1997年施行）が制定された⁽³⁾。この間、刑法学の領域では、ソビエト刑法学の成果を継承しつつも、新たな理念や原則に基づいた再編も行われてきた⁽⁴⁾。

本稿は、こうした刑法学の動向のなかで、「重要な概念」と位置づけられた犯罪の確定概念が現代にどのように継承され、展開されているか、さらに具体的な犯罪の確定—殺人罪の確定を例にとって、その一端を紹介しようとするものである。

(1) В. Н. Кудрявцев, Общая теория квалификации преступлений. 1972г. стр. 6.

(2) ソビエト時代には、以下のような代表的研究書が出版されている。

• А. А. Герцзон, Квалификация преступлений. 1947 г.

論 説

- В. Н. Кудрявцев, Теоретические основы квалификации преступлений. 1963г.
- В. Н. Кудрявцев, Общая теория квалификации преступлений. 1972г.
- Г. А. Кригер, квалификация хищений социалистического имущества. изд. 2-е. 1974г.
- Б. А. Куринов, Научные основы квалификации преступлений. 1984г.

(3)新しいロシア刑法典は、1996年6月13日に公布され、1997年1月1日に施行された。この法典の邦訳として、上田寛・上野達彦訳『ロシア連邦刑法典』（日本国際問題研究所刊・1999年）がある。

(4)ロシア連邦に移行して以降の代表的な刑法教科書として、А. В. Наумов, Российское уголовное право. Общая часть. 1997 г. がある。

2. 犯罪の確定の意味

まず上記した拙書『犯罪構成要件と犯罪の確定』から、犯罪の確定の意味について再録しておこう。

「『確定』すること（ラテン語の *qualis* から一質）とは、何らかの類目、種類、範疇に、その質的なメルクマール、特質に関するいくつかの現象を関連させることを意味する。法の分野では、当該の場合を規定している法規範を選ぶことである。犯罪を『確定』することとは、犯罪に法律的評価を与え、この犯罪のメルクマールを含んでいる相当な刑法規範を指示することである。中略。法律文書のなかでは、犯罪の『確定』は、実行行為の既成の評価の形であられる。この評価は、捜査、予審、検察および裁判機関の複雑な、そして時には長い、細心の注意を要する活動の結果においてのみあらわれるとのことは、十分に明瞭である。すなわちそれは、事件の実際的事情の深い研究、法律の意味の解釈、相当な規範の選択、そこに確認されている犯罪のメルクマールと実際の実行行

為のメルクマールとの対比、そして何らかの法的文書に確認されている結論の構成を予定する。

このことに関連して、犯罪の『確定』の概念は、二つの意味をもっている。(1)人の行為のなかに何らかの犯罪のメルクマールを確認する過程、(2)裁判および検察諸機関の活動の結果—刑法規範と実行行為のメルクマールが一致することを示す相当な法律行為（予審判事または捜査機関の決定、起訴状、裁判所の判決または決定）のなかでの公式的な認定と決定。

このような犯罪の『確定』の概念の二つの意味——過程と結果——の緊密な相互連関を考慮に入れ、さらに『確定』の概念を定義するにあたっては、その二つの意味を合目的に結合し、実行行為のメルクマールと刑法で規定されている犯罪構成要件のメルクマールとの緊密な一致の立証および法律的確保として、犯罪の『確定』を定義する」（123頁-124頁）。

上述したところから明らかなように、犯罪の確定は、刑法規範の適用の一部である。また刑法理論のなかで、犯罪の確定論は、犯罪構成要件をその法律的根拠にした刑法適用論である。この意味で、犯罪構成要件論は、犯罪の確定論の前提となる⁽¹⁾。

また言うまでもなく犯罪を正しく確定するということは、刑事政策を実現するうえで重要な意味をもつことにもなることも指摘されている。1995年に刊行された刑法教科書（各論・執筆者—A・ベリャーエフ）は、犯罪の正しい確定の意味について以下のように述べている。

- 「—国家の刑事政策を実際に実現することを保障する。
- 共通の合法性を遵守する必要な条件である。
- 刑事政策と刑法の基本原則を実現することを保障する。
- 有責者の行いに正しい社会的—政治的評価を与えることを可能にする。
- 法律に応じた裁判の実現を保証する。

論 説

- 有責者と被害者の権利と法的利益を遵守することを保証する。
- 市民の監視のなかで裁判機関の権威を維持し、これを高めることを助ける。
- 裁判所に対し事件のあらゆる事情を考慮して公平な刑事処分を選択する可能性を与える。
- 公判，判決の教育的作用および刑法的作用の量定措置を高めることに本質的に影響を与える」⁽²⁾。

このように多様な意味をもつ犯罪の確定の過程は、通常3つの段階において説明されている。この点について、イグナトフとカスタレワは、『刑法総論講義第4分冊』のなかで、次のように整理している。まず「第1段階では、行った行為のすべての実際の事情を十分にかつ正しく定めなければならない」。ここでは、犯罪の確定にとって意味ある事情、すなわち「犯罪構成要件のメルクマールと比較しなければならない事情」とそれ以外の事情に分かれる。後者は、さらに刑事裁判手続き、とりわけ証明の過程において意味ある事情、例えば「行為を行った場所や時間、犯罪者の容貌など」と責任の個別化にあたって考慮されるような事情、「身体障害、家族状態、未成年者の養育条件、被告人の犯罪前の行動などについての資料」に区分される。「これらの事情は、刑事訴訟のなかで定めなければならないが、しかし犯罪の確定に影響を与えることはない」。

次に「確定の第2段階では、刑法規範または相当する犯罪構成要件を規定した規範が定められる」。この段階は、犯罪構成要件と犯罪の確定との関わりについての課題であり、すでに注(1)で紹介した。

さらに「第3段階は、行った行為の実際の事情を選択した規範に規定されている犯罪構成要件のメルクマールに一致させることにある」。この段階では、「まず事情と犯罪の客体と客観的側面を特徴づけるメルクマールを対照させ、次いで事情と犯罪の主体と主観的側面を特徴づけるメル

クマールを対照させる」という2つの作業が予定されている⁽³⁾。

ところで、実務上このような犯罪の確定は、前出のイグナトフらによれば、「予審、第1審の事件審理にあたっての法廷、並びに破棄および監督手続きにおける国家の権威ある機関によって行われる。確定の効果は、法適用行為（起訴意見書、判決、破棄または監督審の決定など）で確保される」⁽⁴⁾。

このように犯罪の確定は、ロシア（ソビエト）刑法において、刑事事件の公判前から公判後の審理に大きな意味をもつ。言い換えれば、犯罪の確定は刑事責任や刑罰の種類と程度についての量定など、刑法の適用領域に重要な役割をもつ。

- (1) ソビエト時代における犯罪構成要件論の紹介および検討については、わが国でも数多くの業績がある。拙書『犯罪構成要件と犯罪の確定』116頁注(18)(19)に掲げた文献を参照。

犯罪構成要件と犯罪の確定との関わりについて、ナウーモフ（ロシア連邦科学アカデミー国家と法研究所教授）は、刑法教科書（1. 注(4)）のなかで以下のように述べている。長い引用になるが、現代のロシア刑法学におけるこの課題についての立場が明確にされており、あえて引用する。「理論上、実務上において、犯罪の確定とは、行った行為のなかに合致する犯罪構成要件のメルクマールを定めることと理解されている。犯罪の確定は、常に実際の事情の刑法的評価である。行った犯罪の実際の事情を正しく、十分に定めることは、正しい確定の必要条件である。それぞれの犯罪は、大きな異なった事情や事実を伴っている。しかしこれらがすべて刑法的意味をもっているわけではない。すなわちこれらは行ったことの犯罪性や処罰性に影響を与えるわけではない。行った犯罪の時期、時分は、極めて重要な証拠的意味をもちつつも、刑法にとっては関心がない。相当する犯罪構成要件のメルクマールである実際の事情のみが刑法的意味をもつ。

刑事事件の実際の事情を定めるために、刑法規範を選択しなければならない。これによって刑法で禁止されている行った社会的に危険な行為が確定される。刑法規範を定めるということは、法規範の形式的な選択のみではない。有効な規範であるか、改正はなされていないかを調べ、場所と時におけるその効力の問題を

論 説

解明しなければならない。犯罪の確定がおこなわれる規範を含んでいる法的文書のテキストの正当さ（真正さ）が必ず確信されねばならない。正しい犯罪の確定は、相当する法規範の意味と内容を解明することなく、すなわちその解釈なしにはありえない。

事件の実際の事情を定めることと刑法規範を定めることは、個別と一般として互いに関連している。例えば窃盗に対する責任についての刑法規範は、「他人の財産の密かな不法領得」（ロシア連邦刑法典第158条1項）というようなメルクマールを通してこの犯罪をすべて現す普遍的な形象を与えている。不法領得の密かな手段の具体的な現れは様々であるが、すべてそれらは窃盗に対する責任についての刑法規範のなかに規定されているメルクマールを含んでいる。すべてそれらは（窃盗の実際の実現の何らかの差異にもかかわらず）、互いに一致している。何となれば何らかの窃盗を行った者は、他人に気づかれず、すなわち密かに行うことを考えるからである。このため検討した犯罪を確定するにあたっては、ある窃盗を別の窃盗から区別するような窃盗の稀な特徴は退けられ、刑法に規定されて一つにされたメルクマール（「他人の財産の密かな不法領得」）だけが考慮に入れられる。

定められた実際の事実が一定の犯罪構成要件を規定している定められた刑法規範に合致するという結論は、その論理的形式により演繹的三段論法に合致する。定められた実際の事実は、より小さい前提になる。定められた事実を刑法規範に「対比させる」ことがより大きな前提となる。しかし、確定の過程は全体として演繹法だけに帰することはできない。何となれば犯罪の確定における真理の達成は、演繹法と帰納法との相互関係なくして実現できない。例えば、事件の実際の事情を定めることは、事実のあらゆる蓄積と同じく、主として帰納的な方法によって行われる。

事件の実際の事情と刑法規範との対比の過程は、刑法理論や刑事訴訟理論によって仕上げられた方法論により実現される。これらは、長年の裁判実務、並びに検察—予審機関および捜査機関の実務によって確認されてきたものである。その本質は、実際の資料をすべての犯罪構成要件要素についての刑法規範と対比させることにある。通常、確定の過程は、犯罪の客体と客観的側面を定めることから始まり、主体と主観的側面を定めることになる。ここに犯罪は、正しく確定されたと認められた時、例外なくすべての犯罪要素と関係したすべての事情が存在しており、刑法に規定された何らかの犯罪構成要件のメルクマールに正確に相当

する。

犯罪の確定の結果、すなわち当該行為が定められた刑法規範に相当する犯罪構成要件を含んでいるという結論は、重要な刑事訴訟文書、特に起訴状や判決に反映する。これらの文書なかに犯罪の確定は、刑法規範に規定された刑法のすべての条文の正確な名称によって記録される。こうしたことによって、犯罪を行った者が刑事責任を問われ、刑罰を課せられる。確定にあたり、行ったことは、定められた犯罪構成要件のメルクマールがいろいろと規定されている刑法総則や各則の条文によって正確に定められなければならないことを強調しなければならない。ここに構成要件の個々のメルクマール、ましてや構成要件の種類(基本的な、減輕事情による、加重した)が刑法各則の独立した部分、並びに条項のなかで孤立している場合に、これは確定のなかでも考慮に入れなければならない。つまり財産の窃盗が事前の謀議により集団で行われた場合に、行ったことはロシア連邦刑法典第 158 条 2 項「1」により確定されなければならない。事前または共同の犯罪活動に対する責任条件を規定している総則の条文(例えば、ロシア連邦刑法典第 30, 34 条)もまた指示されなければならない。加重および減輕事情のない故意殺人を行うにあたって、実行者と並んで現れた場合に、その行為はロシア連邦刑法典第 33 条 5 項および 105 条 1 項によって確定されなければならない。このような犯罪の実行者が設定した目的を達成することができなかった場合(例えば、被害者に発砲したが、当たらなかった)に、その行為はロシア連邦刑法典第 30 条と 105 条によって殺人未遂として確定されなければならない。

刑法学における犯罪の確定は、たいてい個々の種類の犯罪の確定(個人に対する犯罪の確定、所有に対する犯罪の確定など)に応じて検討され、研究される。これは、刑法各論の研究対象である。さらに、犯罪の確定の理論的基礎も研究される(問題は、あらゆる犯罪行為を確定するにあたって研究される一般原則や方法にある)。

犯罪の確定の意味は、多様である。何らかの行為のなかに相当する犯罪構成要件のメルクマールを定めることは確定によってのみ達成されるのであって、最後は人の刑事責任を問うこと、訴訟的強制処分を適用すること、被疑事実の告知、公判付託、刑の量定、相当する矯正施設への収容もしくはその他の刑の執行の法的根拠となる、すなわち犯罪を行った者の刑事責任と刑罰、もしくはこの者を刑事責任や刑罰から解放する法的根拠となる。かくて犯罪の確定は、保護された刑法関係ばかりでなく、これと隣接した刑事訴訟および刑事執行関係をも反映する。

論 説

こうした場合に、正しい犯罪の確定は、裁判所、検察機関、予審機関および捜査機関の活動における合法性の原則を遵守する必須のものである。これに対して、確定の過程の複雑さ、並びに法保護機関の活動のなかでの欠陥（事件に対する慎重さのない態度、これらの機関の個々の従事者の不誠実さまたは低い職業的素養）は、時として犯罪の確定の誤りへと導く。

正しい犯罪の確定は、重要な犯罪学的意味をもつ。何となればその基礎には、犯罪の質的な構造が明らかにされ、犯罪の防止と阻止に関する効果的な措置が構築されるからである。正しくない確定は、犯罪の状態や動態の歪曲された状況を与える。そのことは、予防活動の立案に誤りをもたらすことになる。

犯罪の確定は、法創造のためにも意味をもつ。何となれば、確定の成功または困難さは、何らかの刑法規範の法適用効果の程度を立法者に示し、法律に相当する改正や補足をもたらすための根拠となりうるからである」（141-145頁）。

- (2) “УГОЛОВНОЕ ПРАВО” Особенная часть. Учебник. 1995г. стр. 15.

ベリーナとリョバク共同論文「犯罪の確定のいくつかの見地：理論と実務の諸課題」（Г. В. ВЕРИНА, М. С. РЫБАК, Некоторые аспекты квалификации преступлений: проблемы теории и практики. Правоведение. 2000. 3.）においても、以下のように述べている。「犯罪の正しい確定は、刑法の適用の義務を負っているすべての者が従わなければならない重要な求めである。ロシア連邦最高裁判所総会が1996年4月29日付決定『判決について』のなかで指示したように、刑法の何らかの条文、その項に関する犯罪の確定について裁判所の結論は、判決のなかで理由づけなければならない。幾人かの被告人に係る事件について、またはいくつかの犯罪を行った被告人を起訴するにあたって、裁判所はそれぞれの被告人につき、またそれぞれの犯罪につき確定を根拠づけなければならない（「ロシア連邦最高裁判所公報1996年 第7号 3頁」）」（172頁）。

さらに次のように続けている。「法適用者が犯罪の確定にあたってあり得る誤りは、国家権力の権威を弱め、法違反者の不処罰という判断を引き起こし、もしくは、これとは逆に、過度の厳しい刑罰、不当な判決を行うという判断を引き起こす。これらは、行ったことに相当しない刑種や刑事処分の正しくない量定ばかりでなく、その他の法的な制限を根拠なく適用すること（より厳格なまたはより軽い種別の収容レジームを選択すること、大赦を適用することまたは適用しないこと、前科を無効にするような期間の不法な算出など）を導くことになる。誤った確定は、刑事罰の目的達成過程に否定的に影響を与え、圧倒的に大多数の場合に

個人の権利や利益を制限することになる。犯罪の正しい確定は、法律に応じた裁判を実現し、受刑者を良く社会化させる保証の一つである」(同)。

(3) см. А. Н. Игнатов, Т. А. Костарева, Уголовное право общая часть. Лекция4. 1996г. стр. 47-48.

(4) Там же. стр. 47.

3. 犯罪の確定の事例—殺人罪を例として

ここでは、犯罪の確定についての事例として、殺人罪を取り上げる⁽¹⁾。この分野では、ボローデイン『殺人に対する責任：ロシア法に関する確定と刑罰』(1994年)がある⁽²⁾。ボローデインが指摘した、殺人の確定についてその意味と過程を以下に簡明に述べる。

ボローデインは、まず正しい犯罪の確定は被告人にとって公平な刑罰を量定することを保証するとしたうえで、殺人に関してより軽い責任を問うことではこの犯罪との闘争を緩め、また確定の不適正さが被告人に対し死刑という刑罰を言い渡すことになった場合には不公平や決定的な誤りへと導くことになり得る、と述べている⁽³⁾。またボローデインは、殺人の確定に次のような意味を与えた。「殺人の確定は、自由剝奪場における収容レジームの種類を選択するためにも、仮釈放や前科の抹消のためにも意味をもつ」⁽⁴⁾。その上で、「(殺人の) 確実な確定は、刑法規範の正しい適用ばかりでなく、刑事訴訟法の求めの徹底した遵守によって保障される」⁽⁵⁾。

次に、ボローデインは、殺人の確定の過程を次の2つの段階に区分する。その第1段階では、法律の正確な意味を解明すること、犯罪構成要件のメルクマールを定めることとそれを全面的に分析することであり、このことが殺人をその他の犯罪から区別し、主観的な側面の性格の問題を解決することが可能となる。第2段階では、行った殺人の加重的な特

性の存否の問題やこれを何らかの故意殺人に合致させることに関係づける問題が解決される、と⁽⁶⁾。

ところで、裁判実務における故意殺人の確定はどのようであろうか。これについて、例えば、「1997年のロシア連邦最高裁判所刑事部会破棄実務の概要」⁽⁷⁾のなかで、「故意殺人事件の検討」が行われている。この「検討」は、7つの故意殺人の類型を検討し、簡単なコメントを付したものである。以下にコメントを要約して紹介する。

まず「検討」は、故意殺人事件について、305人に対し判決が破棄されたことを述べ、これは判決に不服を申し立てた者の5.6%であることを明らかにしている。いずれの事案も、事実認定の不明確さや甘さが法律の適用に誤りを引き起こしたことによって、上級審で破棄された事例である。

1. 故意殺人未遂の確定

当該事実について、裁判官は、殺人を含む犯罪の未遂が直接故意によってのみ可能であるという法律の求めを考慮していない。

2. 無頼的動機から行われた故意殺人の確定

当該事実について、裁判所は、ロシア共和国刑事訴訟法第68条(刑事事件について立証されなければならない事情)の求めに違反して、犯罪、特に殺人の動機を綿密に研究していない。これは、実体法を適用するにあたって誤りを引き起こすことになる。

3. 多くの人の生命にとって危険な殺人手段の評価

当該事実について、裁判所は、多くの人の生命にとって危険な殺害手段を評価するにあたって、有責者がある者の殺害についての故意を実現するために、一人の人間だけでない多くの生命にとって危険な死を引き起こす手段を使ったことを認識していたかを立証していない。

4. ロシア共和国刑法第 102 条（加重事情を伴った故意殺人）d 項（特に残酷に実行された殺人）についての殺人の確定

これは、とくに被害者の近親者（妻や子など）のいるところで行われた殺人が、特別な残虐さをもって行った殺人の確定にあたるかの問題である。

5. 集団構成員の事前の謀議によって行われた殺人の確定

これは、ロシア共和国刑法典第 102 条 o 項に（集団構成員の事前謀議によって行った殺人）についての誤った確定、すなわち共同実行と共犯の特徴についての殺人の誤った確定の場合である。裁判所は、この犯罪の特徴が犯罪の客観的側面をそれぞれの共犯者が実行したことにあることについて注意を払っていない。

6. 故意殺人と死を引き起こす重傷害の区分

当該事実について、裁判所は、有責者の故意の内容の問題を解決しつつも、犯罪の手段や用具、傷害の性格や局所化、有責者が犯罪行為を中止した原因、この者のそれ以後の行動に注意を払っていない。

7. 過去に故意殺人を行った者が行った殺人の確定

当該事実について、裁判所は、前科の抹消手続きの修正についてのロシア連邦刑法典第 86 条（前科）の立場を考慮に入れていない。この立場は、ロシア共和国刑法典第 102 条 I 項（過去に故意殺人を行ったことのある者によって行われた殺人）について行為者を確定する本質的な意味をもっている。

このように裁判実務における犯罪の確定は、裁判の適正と誤判の防止のために旧ソビエト体制からその刑事裁判制度を補完する役割を担ってきた。かつて私は、ソビエト刑事裁判制度のなかで、犯罪の確定概念が導入され、理論づけられてきたことの意味を次のように指摘した。「刑事裁判実務において、裁判官の法意識の低下や法知識の欠落から生じていると思われる多くの誤りが指摘されている。それらは、裁判官による事

論 説

実誤認、法規範の適用の誤り、そして量刑不当などである。「この点は、職業裁判官ではない人民裁判官制度を採用するソビエト裁判制度の根本に触れる重要な問題でもある。こうした点も、犯罪の確定論構築への要因の一つをなすと思われる」⁽⁸⁾。ロシアにおいて旧体制から新体制へと移行した現在のロシアにおいても、刑事裁判における旧体制下と同種の問題が発生している⁽⁹⁾。こうして、欧米諸国の刑事法理論・刑事裁判制度にはない概念として発生し、ソビエト体制下という独自の刑事法理論・刑事裁判制度のなかで展開されてきた犯罪の確定概念は、新しいロシアにおける刑事法理論・刑事裁判制度のなかでも重要な役割を担うことになると言えよう⁽¹⁰⁾。

- (1) ロシアにおける殺人の現状に触れておきたい。近着のいわゆる『犯罪白書』（ロシア連邦内務省他編『犯罪と法違反 2001年』2002年刊）によれば、過去5年間に殺人とその未遂の登録件数は以下の通りである。

	1997	1998	1999	2000	2001
殺人・同未遂数	29285	29551	31140	31829	33583
犯罪総数	2397311	2581940	3001748	2952367	2968255
比重	1.22	1.14	1.04	1.08	1.13

『Преступность и правонарушения 2001』2002г.

なお、拙書『ロシアの社会病理』（敬文堂 2000年刊）参照。

- (2) С. В. Бородин, Ответственность за убийство : квалификация и наказание по российскому праву. М. 1994г.

なお、ボローデイン（ロシア連邦科学アカデミー国家と法研究所教授）の略歴については、「国家と法」（Государство и право）2000年第2号126頁参照。

- (3) Там же. с12.

- (4) Там же.

- (5) Там же.

- (6) ロシア刑法は、ソビエト時代から殺人罪について多様に規定している。例え

ば、旧法である1960年ロシア共和国刑法典は、加重事情を伴った故意殺人(第102条)、単純故意殺人(第103条)、強度の精神的動揺状態で行われた故意殺人(第104条)、正当防衛の限度を超えた殺人(第105条)、過失殺人(第106条)を規定していた。なお、本法典の邦訳は、『ロシア共和国刑法典』(法務資料第442号)である。

また、現行法である1997年ロシア連邦刑法典は、殺人(第105条・単純殺人と加重殺人を含む)、母親による新生児の殺人(第106条)、アフェクトの状態で行われた殺人(第107条)、正当防衛の限度の超過または犯罪を実行した者の逮捕に必要な手段により実行された殺人(第108条)、過失致死(第109条)を規定している。なお、本法典の邦訳については、本稿1(3)を参照。

こうして、事案についてそれぞれの殺人犯罪類型を定めるための犯罪の確定が重要になる。

(7) “Обзор кассационной практики судебной коллегии по уголовным делам верховного судароссийской федерации за 1997год.” Бюллетень верховного суда российской федерации. 98. 11. с. 20-22.

(8) 拙書『犯罪構成要件と犯罪の確定』115頁

(9) この点について、例えば、上記の「1997年のロシア連邦最高裁判所刑事部会破棄実務の概要」は、その冒頭で1997年内にロシア連邦最高裁判所刑事部会が5536事件、10022人の破棄手続きを審理したこと、そのうち87.2%の者の判決は変更されなかったものの、6.9%の者の判決が破棄され、また5.8%の者の判決が変更されたことを伝えている。

さらに同「概要」は、次のように述べている。「判決を宣告するにあたって、知識不足や実体法と訴訟法の誤った適用に起因した本質的な誤りが許容されている」。また「多くの裁判所において、裁判の実現手続きを定めている法律の求めが完全に実現されていない」として、とくにロシア共和国刑事訴訟法典第20条(事件の事情の全面的、完全かつ客観的な調査)、同法第68条(刑事事件について立証されなければならない事情)、同法第314条(判決の記述部分)といった刑事訴訟法の本質的な違反が許容されていることが指摘されている

(“Обзор кассационной практики судебной коллегии по уголовным делам верховного суда российской федерации за 1997год.” Бюллетень верховного суда российской федерации. 98. 11. с. 18)。

(10) 現代ロシアにおける司法制度改革については、日本国際問題研究所『ロシア

における司法制度改革の動向』(平成14年3月刊)に収録された諸論文を参照。

4. むすびにかえて

本稿は、ソビエト時代の刑法学や刑事裁判実務のなかで「重要な概念」と位置づけられてきた犯罪の確定について、体制転換を遂げた現代ロシアのそれらのなかでのこの概念の継続性とその意味を探る試みである。なお本稿は、覚書という性格上、記述の簡明さと資料の紹介に重点が置かれている。

現在、ロシアでは、刑事法の分野において、1997年にロシア連邦刑法典、同年にロシア連邦刑事執行法典、2002年にロシア連邦刑事訴訟法典が相次いで制定された。こうしてロシア型刑事裁判の骨格と今後の方向性が定まり、刑事裁判実務が蓄積されていくなかで、犯罪の確定概念がどのように展開されていくかが今後の課題となる。